

公益社団法人 物理オリンピック日本委員会 常務理事会および委員会規程

令和2年4月1日 施行

令和元年9月7日 理事会承認

令和6年3月2日 理事会承認

令和6年12月14日 理事会承認

(総則)

第1条 本法人を適正に運営するために、理事会のなかに常務理事会をおく。また、本法人の事業を実行するために担当理事のもとに委員会をおく。

(常務理事会)

第2条 常務理事会は、理事長、副理事長、総務担当常務理事、財務担当常務理事、国際物理オリンピック派遣担当常務理事、物理チャレンジ担当常務理事、普及担当常務理事、その他理事長が必要に応じて任命する者をもって構成する。理事長は必要に応じて常務理事会を招集し、理事会の決定に基づいて会務を執行する。

(総務担当常務理事)

第3条 総務担当常務理事は、理事会で定められた会務を掌り、次の職務を分掌する。

- (1) 総会、理事会、総務委員会に関する事項
- (2) 諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 会員の入退会に関する事項
- (4) 会費請求に関する事項
- (5) 事務局職員の人事等に関する事項
- (6) その他、他の理事の分担に属さない事項

(財務担当常務理事)

第4条 財務担当常務理事は、理事会で定められた会務を掌り、次の職務を分掌する。

- (1) 運用財産の管理運営に関する事項
- (2) 予算・決算、職員給与など経理に関する事項
- (3) 寄付等に関する事項
- (4) その他の金銭の出納に関する事項

(国際物理オリンピック派遣担当常務理事)

第5条 国際物理オリンピック派遣担当常務理事は、国際物理オリンピック派遣委員会を

主宰し、代表候補者の研修・合宿、チャレンジ・ファイナル、結団式、および派遣・引率、研修教材開発に関する事項を掌理する。

(物理チャレンジ担当常務理事)

第6条 物理チャレンジ担当常務理事は、物理チャレンジ実行委員会を主宰し、第1チャレンジおよび第2チャレンジの企画実施、教材開発に関する事項を掌理する。

(普及担当常務理事)

第7条 普及担当常務理事は、普及委員会を主宰し、以下のプレチャレンジ、広報出版、および普及研修に関する事項を掌理する。

- (1) プレチャレンジプレチャレンジの企画・実施、教材開発に関する事項
- (2) 広報出版：News Letters の発行、プレスリリース、ホームページの管理、ポスターや動画の制作・配布、会員増強、報告書や解説書などの作成、書籍の出版、教材の企画販売、その他の広報、出版・販売に関する事項
- (3) 普及研修：代表候補者の選に漏れた者たちの教育研修などに関する事項

(委員会)

第8条 事業執行のために以下の委員会を設置し、理事長は各委員会の推薦に基づいて委員長および必要に応じて副委員長を任命する。

- ・国際物理オリンピック派遣委員会
- ・物理チャレンジ実行委員会
- ・普及委員会

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。